

【事例－15】

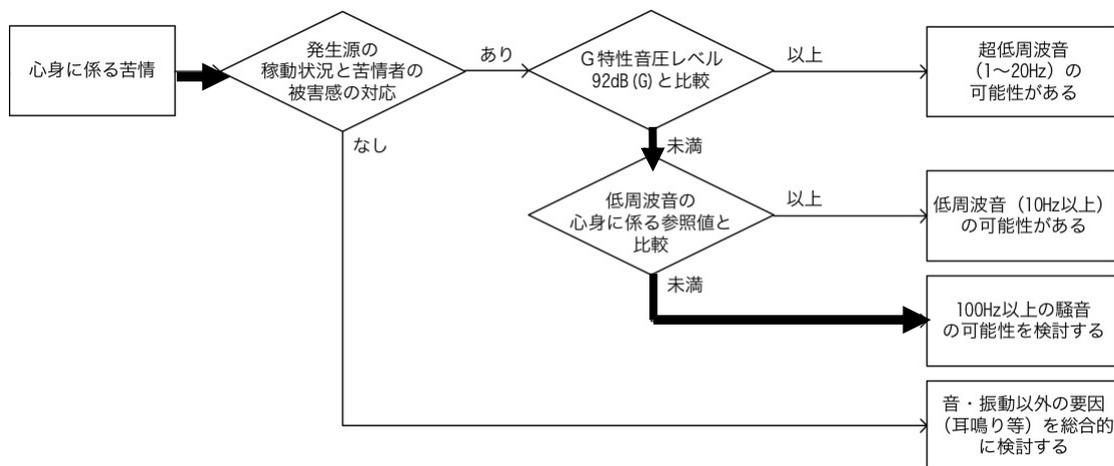
発生源 : 空気圧縮機
苦情内容 : 振動および騒音による不快感
対策方法 : 防振ゴムの設置

< 苦情対応の概要 >

隣接するクリーニング店の空気圧縮機による振動・騒音について指導して欲しいとの申し立てがあり、調査を行ったが、振動・騒音ともに規制基準以下であった。しかしながら、苦情者宅2階の居住スペース（和室・リビング）の壁際でモワモワといった感じの音が聞こえ、低周波音の簡易測定結果によると12.5Hzと25Hz帯域の音圧レベルが卓越していた。発生源の事業者に対する行政指導（お願い）の結果、空気圧縮機に防振ゴムを設置したことにより、低周波音12.5Hz、25Hzの音圧レベルが下がり、苦情者宅の居住スペースの壁際での音も聞こえなくなった。これにより苦情者も一応の満足を示した。

< 苦情対応の流れ >

低周波音問題の評価手順(心身に係る苦情)



*簡易測定しか実施しておらず、対応関係の確認は行っていない。

<苦情対応>

申し立て内容 の把握

隣接するクリーニング店の空気圧縮機による振動・騒音に関する申し立てが寄せられた。

- ・苦情者宅で苦情を申し立てている人数は2人で、苦情者宅以外に周辺で苦情を申し立てる家はない。
- ・苦情者宅は3階建ての一戸建てで、居間、2階への階段、トイレで音を感じるとのことである。
- ・建具等のがたつきはないが地盤振動があり、音が聞こえ（感じ）、圧迫感や振動感や違和感などの不快感がある。
- ・問題とする音はモワモワモワという感じの音で、頭の中で響く感じもある。
- ・窓を閉めている状態では部屋で音が聞こえ、部屋の中では壁際で強く感じるとのことである。
- ・発生音は連続的で、クリーニング店の営業時間中常に発生している。
- ・音が発生したのは9ヶ月前からで、空気圧縮機の騒音対策としてカバーを設置し、その後圧縮機が連続運転するようになってからである。
- ・苦情者によれば、振動・騒音の両方が気になるとのことである。

現場の確認

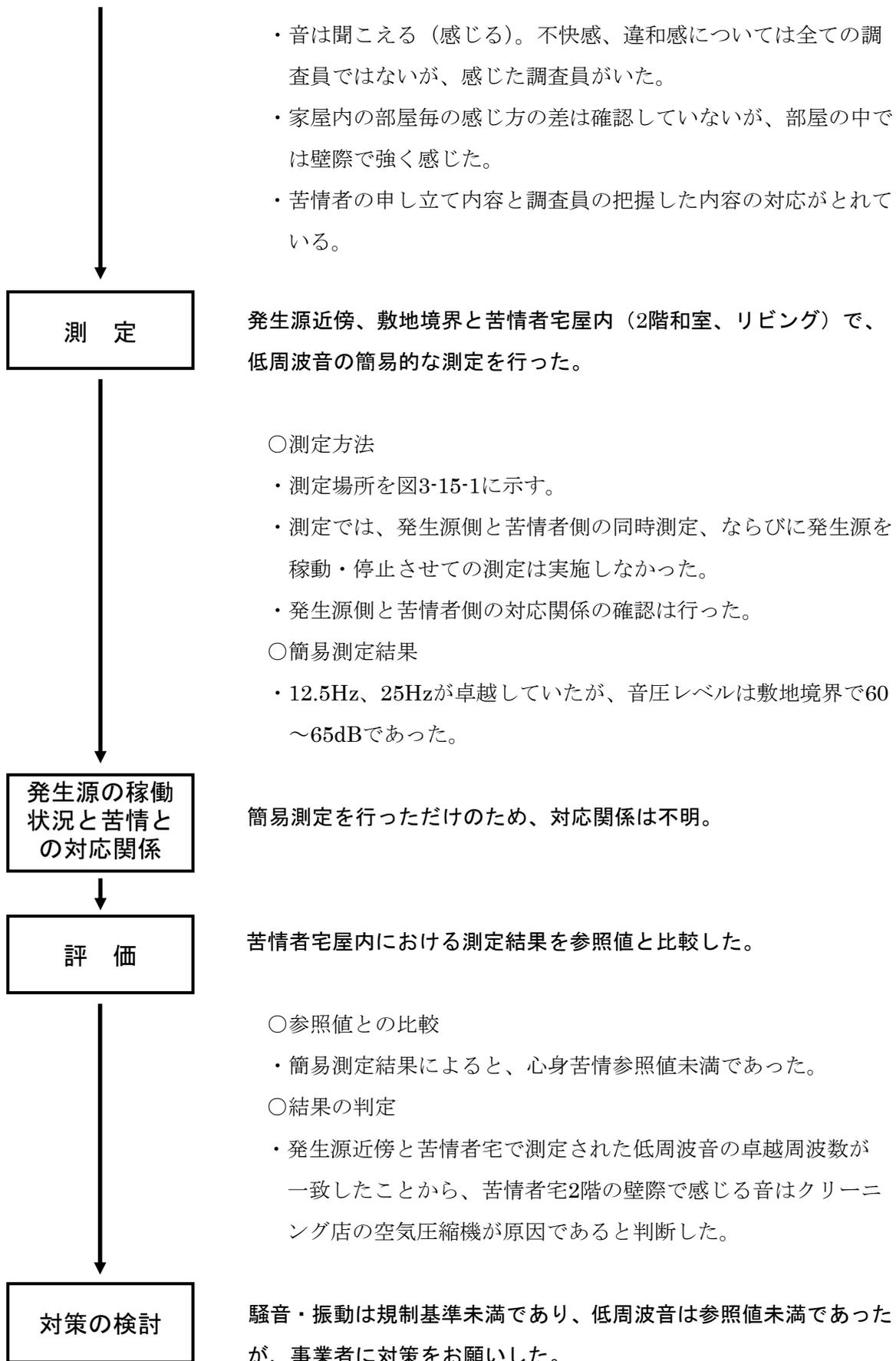
苦情者宅に出向き、再度聞き取りを行うとともに、発生源との位置関係・周辺の状況、苦情者宅の状況を確認した。また、調査員自ら苦情者が申し立てる被害感を感じるかを確認した。

○発生源の確認

- ・発生源と推定される空気圧縮機は苦情者宅側に設置されている（図3-15-1参照）。
- ・空気圧縮機は営業時間中連続運転をしている。
- ・空気圧縮機による騒音と振動は規制基準内であった。

○調査員の所感

- ・建具等のがたつき、地盤振動はない。



- ・事業者に対して空気圧縮機に防振ゴムをはさむようお願いをした。その後、事業者が防振ゴムをはさんだことにより振動、低周波音が改善された。また、苦情者に対しては、コンプレッサの音が聞こえなくなったわけではないが、事業者も努力してくれたこと、および機械を更新する場合には設置場所の検討を含めて、騒音振動を悪化させないように配慮するようお願いしたと説明した。

対策の効果の
確認

行わなかった。

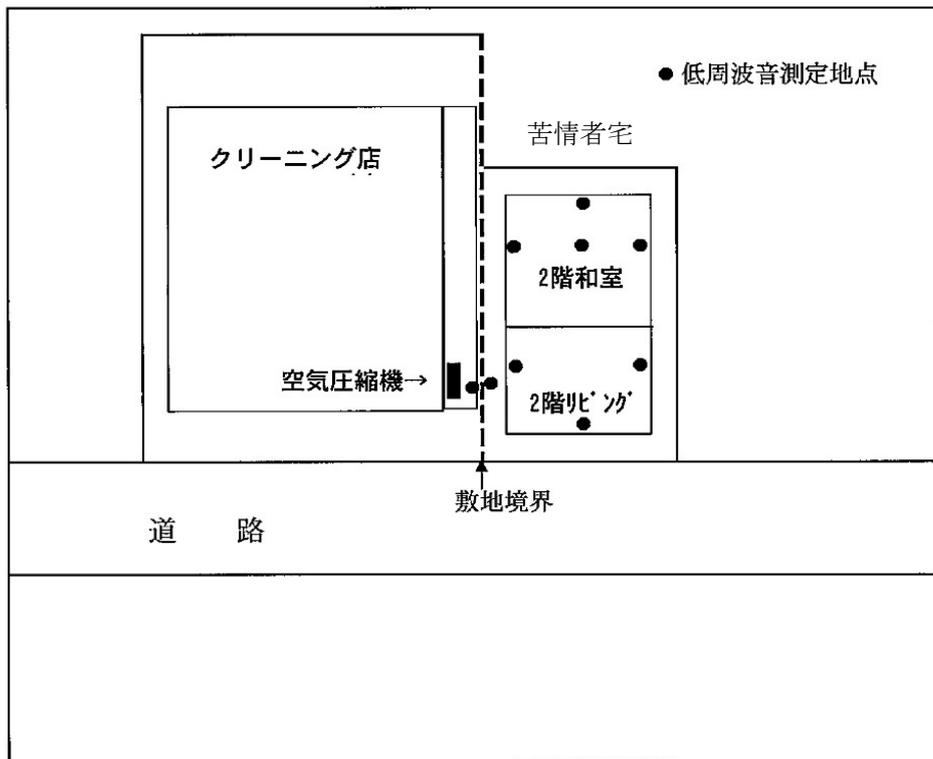


図 3-15-1 発生源側と苦情者宅の位置関係および測定点配置